

# 環境法令上の許可又は届出対象施設一覧

## — 目 次 —

### 第1. 大気汚染関係

1. 大気汚染防止法第2条第2項の「ばい煙発生施設」 . . . . . p 1
2. 大気汚染防止法第2条第5項の「揮発性有機化合物排出施設」 . . . . . p 3
3. 大気汚染防止法第2条第9項の「一般粉じん発生施設」 . . . . . p 4
4. 大気汚染防止法第2条第10項の「特定粉じん発生施設」 . . . . . p 4
5. 大気汚染防止法第2条第13項の「水銀排出施設」 . . . . . p 5
6. 茨城県生活環境の保全等に関する条例第9条第2項の「ばい煙特定施設」 . . . . . p 6
7. 茨城県生活環境の保全等に関する条例第24条第2項の「粉じん特定施設」 . . . . . p 6

### 第2. 水質汚濁関係

1. 水質汚濁防止法第2条第2項の「特定施設」 . . . . . p 7
2. 水質汚濁防止法第2条第8項の「有害物質使用特定施設」 . . . . . p 14
3. 水質汚濁防止法第5条第3項の「有害物質貯蔵指定施設」 . . . . . p 14
4. 茨城県生活環境の保全等に関する条例第35条第2項の「排水特定施設」 . . . . . p 16
5. 茨城県生活環境の保全等に関する条例第58条第4項の「有害物質使用排水特定施設」 . . . . . p 17
6. 茨城県霞ヶ浦水質保全条例第2条第5項の「指定施設」 . . . . . p 19

### 第3. 騒音関係

1. 騒音規制法第2条第1項の「特定施設」 . . . . . p 20
2. 茨城県生活環境の保全等に関する条例第75条第1項の「騒音特定施設」 . . . . . p 21

### 第4. 振動関係

1. 振動規制法第2条第1項の「特定施設」 . . . . . p 22
2. 茨城県生活環境の保全等に関する条例第75条第2項の「振動特定施設」 . . . . . p 22

### 第5. 地盤沈下関係

1. 茨城県地下水の採取の適正化に関する条例第2条第2項の「揚水施設」 . . . . . p 23
2. 茨城県生活環境の保全等に関する条例第66条第2項の「揚水特定施設」 . . . . . p 23

### 第6. 悪臭関係

1. 茨城県生活環境の保全等に関する条例第93条の「悪臭特定施設」 . . . . . p 24

### 第7. ダイオキシン類対策関係

1. ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項の「特定施設」 . . . . . p 25

### 第8. 産業廃棄物処理施設等関係

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の「産業廃棄物処理施設」 . . . . . p 27
2. 使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第13項の「解体業」の施設 . . . . . p 28
3. 使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第14項の「破碎業」の施設 . . . . . p 28
4. 茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第2条第2項第1号の「指定処理施設」 . . . . . p 28
5. 茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第2条第2項第2号の「特定小型焼却施設」 . . . . . p 28
6. 茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第2条第2項第3号の「積替保管施設」 . . . . . p 28

## 第 1. 大気汚染関係

### 1. 大気汚染防止法第 2 条第 2 項の「ばい煙発生施設」(同法施行令別表第 1 抜粋)

1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積(以下単に「伝熱面積」という。)が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生のために供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造のために供するばい焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及びか焼炉(14の項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。
4	金属の精錬のために供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(14の項に掲げるものを除く。)	
5	金属の精製又は鑄造のために供する溶解炉(こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が1㎡以上であるか、羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。)が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理のために供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造のために供する加熱炉	
8	石油の精製のために供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200キログラム以上であること。
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6リットル以上であること。
9	窯業製品の製造のために供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
10	無機化学工業品又は食料品の製造のために供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉(26の項に掲げるものを除く。)	
11	乾燥炉(14の項及び23の項に掲げるものを除く。)	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造のために供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上であること。
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であること。
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬のために供するばい焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口面断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であること。
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造のために供する乾燥施設	容量が0.1㎡以上であること。

16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解炉	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が30キロアンペア以上であること。
21	りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用するりん鉱石の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
22	ふっ酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸りゅう施設（密閉式のものを除く。）	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はポンプの動力が1キロワット以上であること。
23	トリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、火格子面積が1㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が40キロボルトアンペア以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり100キログラム以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20トン以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35リットル以上であること。

2. 大気汚染防止法第2条第5項の「揮発性有機化合物排出施設」（同法施行令別表第1の2抜粋）

1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。）が1時間当たり3,000m <sup>3</sup> 以上のもの
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が1時間当たり100,000m <sup>3</sup> 以上のもの
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり10,000m <sup>3</sup> 以上のもの
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり5,000m <sup>3</sup> 以上のもの
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり15,000m <sup>3</sup> 以上のもの
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり7,000m <sup>3</sup> 以上のもの
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり27,000m <sup>3</sup> 以上のもの
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5m <sup>2</sup> 以上のもの
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が1,000キロリットル以上のもの

3. 大気汚染防止法第2条第9項の「一般粉じん発生施設」（同法施行令別表第2抜粋）

1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50トン以上であること。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1,000㎡以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03㎡以上であること。
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75キロワット以上であること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15キロワット以上であること。

4. 大気汚染防止法第2条第10項の「特定粉じん発生施設」（同施行令別表第2の2抜粋）

1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。
2	混合機	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。
3	紡織用機械	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。
4	切断機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
5	研磨機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
6	切削用機械	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
7	破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
8	プレス（せん断加工用のものに限る。）	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
9	せん孔機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
備考 この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。		

5. 大気汚染防止法第2条第13項の「水銀排出施設」(同法施行規則別表第3の3抜粋)

1	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、パーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10万リットル未満のもの(石炭を専焼させるものを除く。)
2	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、前項に掲げるもの以外のもの
3	令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であって銅又は金の精錬の用に供するもの(専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。)
4	令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であって鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの(専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)
5	令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であって銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、24の項に掲げる溶解炉のうち鉛の二次精錬(鉛合金の製造を含まない。)の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の3の項に掲げる施設(専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)
6	令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であって金の精錬の用に供するもの(専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。)
7	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの
8	令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設(焼却施設に限る。)若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「廃棄物処理法施行令」という。)第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11の2号、第12号若しくは第13の2号に掲げる施設であって、火格子面積が2㎡以上であるか、若しくは焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であるもの(専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。)
9	廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号ホ(2)若しくは同令第6条の5第2号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律第2条第2項に規定する水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設(回収時に加熱工程を含む施設に限る。)

備考

- 「一次精錬の用に供する施設」とは、令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち硫化鉱の重量の割合が50%以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精錬の重量の割合が50%以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するものをいう。
- 「二次精錬の用に供する施設」とは、令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設以外のものをいう。
- この表の下欄に掲げる水銀等の量は、熱源として電気を使用する施設及び3の項から6の項までに掲げる施設にあっては第1号に掲げる式により、その他の施設にあっては第2号に掲げる式により算出された水銀等の量とする。

(1)  $C = C_s$

(2)  $C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \cdot C_s$

この式において、C、 $O_n$ 、 $O_s$ 及び $C_s$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

C 水銀等の量(単位 マイクログラム)

$O_n$  次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表の下欄に掲げる値とする。

1の項、2の項	6
7の項	10
8の項、9の項	12

$O_s$  排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)(単位 百分率)

$C_s$  環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1㎡中の量に換算したもの(単位 マイクログラム)

- 水銀等の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

6. 茨城県生活環境の保全等に関する条例第9条第2項の「ばい煙特定施設」（同条例施行規則別表第1抜粋）

1	コークス炉及びこれに付属する施設
2	シアン化合物を用いる電気メッキ施設
3	シアン化合物を用いる金属の熱処理施設
4	ホスゲンを用いる医薬品製造施設
5	トリレン・ジ・イソシアネート製造施設
6	ホルマリン製造施設
7	フェノール樹脂製造施設

7. 茨城県生活環境の保全等に関する条例第24条第2項の「粉じん特定施設」（同条例施行規則別表第4抜粋）

1	活性炭の原料製造に用いる素灰製造施設
2	繊維製品の製造に用いる動力打綿機及び動力混打綿機（設置場所が隣地から50m以上離れている場合を除く。）
3	農業工場に設置される製造施設及び包装施設
4	窯業土石製品の製造に用いる包装施設（処理能力が1時間につき1トン以上であるものに限る。）

## 第2. 水質汚濁関係

### 1. 水質汚濁防止法第2条第2項の「特定施設」(同法施行令別表第1抜粋)

1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 選鉱施設</li> <li>ロ 選炭施設</li> <li>ハ 坑水中和沈でん施設</li> <li>ニ 掘削用の泥水分離施設</li> </ul>
102	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 豚房施設(豚房の総面積が50㎡未満の事業場に係るものを除く。)</li> <li>ロ 牛房施設(牛房の総面積が200㎡未満の事業場に係るものを除く。)</li> <li>ハ 馬房施設(馬房の総面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く。)</li> </ul>
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)</li> <li>ハ 湯煮施設</li> </ul>
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 水産動物原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 脱水施設</li> <li>ニ ろ過施設</li> <li>ホ 湯煮施設</li> </ul>
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 圧搾施設</li> <li>ニ 湯煮施設</li> </ul>
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 湯煮施設</li> <li>ニ 濃縮施設</li> <li>ホ 精製施設</li> <li>ヘ ろ過施設</li> </ul>
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設(流送施設を含む。)</li> <li>ハ ろ過施設</li> <li>ニ 分離施設</li> <li>ホ 精製施設</li> </ul>
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	<p>飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)</li> <li>ハ 搾汁施設</li> <li>ニ ろ過施設</li> <li>ホ 湯煮施設</li> <li>ヘ 蒸留施設</li> </ul>



1 1	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 压榨施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
1 2	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 压榨施設 ニ 分離施設
1 3	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
1 4	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
1 5	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
1 6	麺類製造業の用に供する湯煮施設
1 7	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
1 8	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
1802	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
1803	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
1 9	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルクェット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
2 0	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
2 1	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設

2102	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
2103	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
2104	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23 の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	削除
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設

	<p>ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設  ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設</p>
29	<p>コーラル製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの  イ ベンゼン類硫酸洗浄施設  ロ 静置分離器  ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設</p>
30	<p>発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの  イ 原料処理施設  ロ 蒸留施設  ハ 遠心分離機  ニ ろ過施設</p>
31	<p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの  イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設  ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設  ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</p>
32	<p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの  イ ろ過施設  ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設  ハ 遠心分離機  ニ 廃ガス洗浄施設</p>
33	<p>合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの  イ 縮合反応施設  ロ 水洗施設  ハ 遠心分離機  ニ 静置分離器  ホ ふっ素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設  ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設  ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設  チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設  リ 廃ガス洗浄施設  ヌ 湿式集じん施設</p>
34	<p>合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの  イ ろ過施設  ロ 脱水施設  ハ 水洗施設  ニ ラテックス濃縮施設  ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</p>
35	<p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの  イ 蒸留施設  ロ 分離施設  ハ 廃ガス洗浄施設</p>
36	<p>合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの  イ 廃酸分離施設  ロ 廃ガス洗浄施設  ハ 湿式集じん施設</p>
37	<p>前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの  イ 洗浄施設  ロ 分離施設  ハ ろ過施設  ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設  ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設  ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p>

	<p>ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設</p> <p>チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設</p> <p>リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設</p> <p>ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設</p> <p>ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設</p> <p>ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器</p> <p>カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設</p> <p>ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設</p> <p>タ 廃ガス洗浄施設</p>
38	<p>石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料精製施設</p> <p>ロ 塩析施設</p>
3802	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四―ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	<p>硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 脱酸施設</p> <p>ロ 脱臭施設</p>
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	<p>香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設</p> <p>ロ 抽出施設</p>
42	<p>ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 石灰づけ施設</p> <p>ハ 洗浄施設</p>
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	<p>天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 脱水施設</p>
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	<p>第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 水洗施設</p> <p>ロ ろ過施設</p> <p>ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設</p> <p>ニ 廃ガス洗浄施設</p>
47	<p>医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 動物原料処理施設</p> <p>ロ ろ過施設</p> <p>ハ 分離施設</p> <p>ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）</p> <p>ホ 廃ガス洗浄施設</p>
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	<p>石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 脱塩施設</p> <p>ロ 原油常圧蒸留施設</p>

	ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
5102	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
5103	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ葉原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設

	<p>ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設</p> <p>ニ 水銀精製施設</p> <p>ホ 廃ガス洗淨施設</p>
6302	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
6303	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗淨施設
64	<p>ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ タール及びガス液分離施設</p> <p>ロ ガス冷却洗淨施設（脱硫化水素施設を含む。）</p>
6402	<p>水道施設（水道法第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万㎡未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>イ 沈でん施設</p> <p>ロ ろ過施設</p>
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
6602	エチレンオキサイド又は一・四—ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
6603	<p>旅館業（旅館業法第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 厨房施設</p> <p>ロ 洗濯施設</p> <p>ハ 入浴施設</p>
6604	共同調理場（学校給食法第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置される厨房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500㎡未満の事業場に係るものを除く。）
6605	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供する厨房施設（総床面積が360㎡未満の事業場に係るものを除く。）
6606	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置される厨房施設（総床面積が420㎡未満の事業場に係るものを除く。）
6607	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置される厨房施設（総床面積が630㎡未満の事業場に係るものを除く。）
6608	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置される厨房施設（総床面積が1,500㎡未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗濯業の用に供する洗淨施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗淨施設
6802	<p>病院（医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 厨房施設</p> <p>ロ 洗淨施設</p> <p>ハ 入浴施設</p>
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
6902	<p>卸売市場（卸売市場法第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000㎡未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>イ 卸売場</p>

	□ 仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定するものをいう。）
7002	自動車特定整備事業（道路運送車両法第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800㎡未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設
7102	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 □ 焼入れ施設
7103	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設
7104	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの □ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
7105	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
7106	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

## 2. 水質汚濁防止法第2条第8項の「有害物質使用特定施設」

水質汚濁防止法の特定施設であって、有害物質を製造し、使用し、又は処理するものをいう。

## 3. 水質汚濁防止法第5条第3項の「有害物質貯蔵指定施設」

有害物質を含む液体を貯蔵する施設をいう。

〔参考〕水質汚濁防止法第2条第2項第1号の「有害物質」（同法施行令第2条抜粋）

1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	ひ素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	一・二—ジクロロエタン
14	一・一—ジクロロエチレン
15	一・二—ジクロロエチレン
16	一・一・一—トリクロロエタン
17	一・一・二—トリクロロエタン
18	一・三—ジクロロプロペン
19	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
20	二—クロロ—四・六—ビス（エチルアミノ）—s—トリアジン（別名シマジン）
21	S—四—クロロベンジル=N・N—ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物
25	ふっ素及びその化合物
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27	塩化ビニルモノマー
28	一・四—ジオキサン



4. 茨城県生活環境の保全等に関する条例第35条第2項の「排水特定施設」(同条例施行規則別表第6抜粋)

1	畜舎(馬の飼養に用いる同一敷地内のものであって、260㎡以上500㎡未満のものに限る。別表第8において同じ。)
2	石材加工業の用に供する研磨施設及び湿式切断施設
3	車両の洗浄施設(水質汚濁防止法施行令別表第1第71号に規定するものを除く。)
4	卸売市場(卸売市場法第2条第2項に規定するものをいう。以下この項において同じ。)に設置される卸売場及び仲卸売場(青果物(野菜及び果実をいう。)に係るもの(同法第4条第1項の規定による農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場に設置されるもの及び当該卸売市場に設置される卸売場の面積が330㎡未満のものを除く。))及び水産物に係るもの(同法第4条第1項の規定による農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場に設置されるもの、水質汚濁防止法施行令別表第1第69号の2に規定するもの及び当該卸売市場に設置される卸売場の面積が200㎡(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのもの)であっては、330㎡)未満のものに限る。)
5	廃油処理施設(水質汚濁防止法施行令別表第1第70号に規定するものを除く。)
6	練炭又は豆炭の製造の用に供する排ガス洗浄施設
7	舗装材料の製造の用に供する洗浄施設
8	パン又は菓子の製造の用に供する洗浄施設(従業員30人以上の工場等に係るものに限る。)
9	病院(医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。)に設置される厨房施設、洗浄施設及び入浴施設(水質汚濁防止法施行令別表第1第68号の2に規定するもの及び湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の指定地域にあっては、湖沼水質保全特別措置法施行令第5条第1号に規定するものを除く。)
10	特定給食施設(健康増進法第20条第1項に規定するものであって、1日に1,000食(霞ヶ浦及び北浦水域にあっては、300食)以上の食事を供給するもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の4に規定するものを除く。))に限る。)
11	段ボール箱製造の用に供するコルゲートマシン
12	納豆製造業の用に供する湯煮施設(蒸煮施設を含む。)
13	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供する厨房施設(総床面積が240㎡(霞ヶ浦及び北浦水域にあっては、120㎡)以上の事業場に係るもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の5に規定するものを除く。))に限る。)
14	飲食店(次の項及び16の項に掲げるものを除く。)に設置される厨房施設(総床面積が280㎡(霞ヶ浦及び北浦水域にあっては、100㎡)以上の事業場に係るもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の6に規定するものを除く。))に限る。)
15	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次の項に掲げるものを除く。)に設置される厨房施設(総床面積が420㎡(霞ヶ浦及び北浦水域にあっては、150㎡)以上の事業場に係るもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の7に規定するものを除く。))に限る。)
16	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置される厨房施設(総床面積が1,000㎡(霞ヶ浦及び北浦水域にあっては、360㎡)以上の事業場に係るもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の8に規定するものを除く。))に限る。)
17	野菜又は果実の洗浄、切断等による加工(当該野菜又は果実の本質を変えず形態のみを変化させることをいう。)を専ら行う業の用に供する洗浄施設及び原料処理施設
1702	霞ヶ浦及び北浦水域にあっては、処理対象人員が51人以上200人以下のし尿浄化槽
18	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設
備考 この表において「特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設」とは、複数の特定事業場から排出される水の共同処理施設及び特定事業場から排出される水を別の事業場において処理する場合の処理施設をいう。	

5. 茨城県生活環境の保全等に関する条例第58条第4項の「有害物質使用排水特定施設」

有害物質使用施設（水質汚濁防止法第2条第2項の「特定施設」若しくは茨城県生活環境の保全等に関する条例第35条第2項の「排水特定施設」又はそれらの施設に付属する保管施設及び配管であって、土壤汚染対策法施行令第1条各号に掲げる特定有害物質を製造し、使用し、又は処理するものをいう。）のうち、水質汚濁防止法第2条第8項の「有害物質使用特定施設」及び同法第5条第3項の「有害物質貯蔵指定施設」以外のものをいう。

〔参考〕土壤汚染対策法施行令第1条各号の「特定有害物質」

1	カドミウム及びその化合物
2	六価クロム化合物
3	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）
4	二クロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―一・三・五―トリアジン（別名シマジン又はCAT）
5	シアン化合物
6	N・N―ジエチルチオカルバミン酸S―四―クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）
7	四塩化炭素
8	一・二―ジクロロエタン
9	一・一―ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）
10	一・二―ジクロロエチレン
11	一・三―ジクロロプロペン（別名D―D）
12	ジクロロメタン（別名塩化メチレン）
13	水銀及びその化合物
14	セレン及びその化合物
15	テトラクロロエチレン
16	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）
17	一・一・一―トリクロロエタン
18	一・一・二―トリクロロエタン
19	トリクロロエチレン
20	鉛及びその化合物
21	砒ひ素及びその化合物
22	ふっ素及びその化合物
23	ベンゼン

24	ほう素及びその化合物
25	ポリ塩化ビフェニル（別名PCB）
26	有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）

6. 茨城県霞ヶ浦水質保全条例第2条第5項の「指定施設」（同条例施行規則別表第2抜粋）

1	畜舎（馬の飼養に用いるものであって、同一敷地内におけるその総面積が260㎡以上500㎡未満のものに限る。）
2	車両の洗浄施設（水質汚濁防止法施行令別表第1第71号に規定するものを除く。）
3	卸売市場（卸売市場法第2条第2項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）に設置される卸売場及び仲卸売場（青果物（野菜及び果実をいう。）に係るもの（同法第4条第1項の規定による農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場に設置されるもの及び当該卸売市場に設置される卸売場の面積が330㎡未満のものを除く。）及び水産物に係るもの（同法第4条第1項の規定による農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場に設置されるもの、水質汚濁防止法施行令別表第1第69号の2に規定するもの及び当該卸売市場に設置される卸売場の面積が200㎡（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのもの）であっては、330㎡）未満のものを除く。）に限る。）
4	廃油処理施設（水質汚濁防止法施行令別表第1第70号に規定するものを除く。）
5	練炭又は豆炭の製造の用に供する排ガス洗浄施設
6	舗装材料の製造の用に供する洗浄施設
7	パン又は菓子の製造の用に供する洗浄施設（従業員30人以上の工場又は事業場に係るものに限る。）
8	病院（医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。）に設置される厨房施設、洗浄施設及び入浴施設（水質汚濁防止法施行令別表第1第68号の2に規定するもの及び湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の指定地域にあっては、湖沼水質保全特別措置法施行令第5条第1号に規定するものを除く。）
9	特定給食施設（健康増進法第20条第1項に規定するものであって、1日に300食以上の食事を供給するもの（水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の4に規定するものを除く。）に限る。）
10	段ボール箱製造の用に供するコルゲートマシン
11	納豆製造業の用に供する湯煮施設（蒸煮施設を含む。）
12	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供する厨房施設（総床面積が120㎡以上の事業場に係るもの（水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の5に規定するものを除く。）に限る。）
13	飲食店（次項及び第15項に掲げるものを除く。）に設置される厨房施設（総床面積が100㎡以上の事業場に係るもの（水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の6に規定するものを除く。）に限る。）
14	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次項に掲げるものを除く。）に設置される厨房施設（総床面積が150㎡以上の事業場に係るもの（水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の7に規定するものを除く。）に限る。）
15	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置される厨房施設（総床面積が360㎡以上の事業場に係るもの（水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の8に規定するものを除く。）に限る。）
16	野菜又は果実の洗浄、切断等による加工（当該野菜又は果実の本質を変えず形態のみを変化させることをいう。）を専ら行う業の用に供する洗浄施設及び原料処理施設
17	建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が51人以上200人以下のし尿浄化槽
18	指定施設を設置する工場又は事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設
<p>備考 この表において「指定施設を設置する工場又は事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設」とは、指定施設を設置する複数の工場又は事業場から排出される水の共同処理施設及び指定施設を設置する工場又は事業場から排出される水を別の工場又は事業場において処理する場合の処理施設をいう。</p>	

### 第3. 騒音関係

#### 1. 騒音規制法第2条第1項の「特定施設」(同法施行令別表第1抜粋)

1	<p>金属加工機械</p> <p>イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ロ 製管機械</p> <p>ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)</p> <p>ホ 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。)</p> <p>ヘ せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ト 鍛造機</p> <p>チ ワイヤフォーミングマシン</p> <p>リ プラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)</p> <p>ヌ タンブラー</p> <p>ル 切断機(といをしを用いるものに限る。)</p>
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	<p>建設用資材製造機械</p> <p>イ コンクリートプラント(気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m<sup>3</sup>以上のものに限る。)</p> <p>ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)</p>
6	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
7	<p>木材加工機械</p> <p>イ ドラムバーカー</p> <p>ロ チッパー(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ハ 碎木機</p> <p>ニ 帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ホ 丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ヘ かな盤(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)</p>
8	抄紙機
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成形機
11	鑄造型機(ジョルト式のものに限る。)

2. 茨城県生活環境の保全等に関する条例第75条第1項の「騒音特定施設」(同条例施行規則別表第9の1抜粋)

1	<p>金属加工機械</p> <p>(1) 圧延機械 (原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(2) 製管機械</p> <p>(3) ベンディングマシン (ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(4) 液圧プレス (矯正プレスを除く。)</p> <p>(5) 機械プレス (呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。)</p> <p>(6) せん断機 (原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(7) 鍛造機</p> <p>(8) ワイヤフォーマー</p> <p>(9) プラスト (タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)</p> <p>(10) タンブラー</p> <p>(11) 切断機 (といしを用いるものに限る。)</p>
2	空気圧縮機及び送風機 (原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
4	織機 (原動機を用いるものに限る。)
5	<p>建設用資材製造機械</p> <p>(1) コンクリートプラント (気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m<sup>3</sup>以上のものに限る。)</p> <p>(2) アスファルトプラント (混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)</p>
6	穀物用製粉機 (ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
7	<p>木材加工機械</p> <p>(1) ドラムパーカー</p> <p>(2) チッパー (原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(3) 碎木機</p> <p>(4) 帯のご盤 (製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(5) 丸のご盤 (製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(6) かな盤 (原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)</p>
8	抄紙機
9	印刷機械 (原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機 (ジョルト式のものに限る。)

## 第4. 振動関係

### 1. 振動規制法第2条第1項の「特定施設」(同法施行令別表第1抜粋)

1	金属加工機械 イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ロ 機械プレス ハ せん断機(原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。) ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。)
2	圧縮機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。)
6	木材加工機械 イ ドラムパーカー ロ チッパー(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
7	印刷機械(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。)
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

### 2. 茨城県生活環境の保全等に関する条例第75条第2項の「振動特定施設」(同条例施行規則別表第9の1抜粋)

1	金属加工機械 (1) 液圧プレス(矯正プレスを除く。) (2) 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。) (3) 鍛造機 (4) 動力切断機
2	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
3	建設用資材製造機械 コンクリートプラント(気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。)
4	木材加工機械 (1) ドラムパーカー (2) チッパー(原動機の定格出力が2.5キロワット以上のものに限る。)
5	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)
6	建設又は建築の現場工場に用いるもの(同一の場所において引き続き30日以上作業する場合に限る。) (1) くい打機(動力を用いるものに限る。) (2) さく岩機

## 第5. 地盤沈下関係

### 1. 茨城県地下水の採取の適正化に関する条例第2条第2項の「揚水施設」

動力を用いて地下水（温泉法による温泉を除く。）を採取する施設（河川法が適用され、又は準用される河川の河川区域内のものを除く。）をいう。

#### 〔参考〕茨城県地下水の採取の適正化に関する条例第3条（地下水の採取の許可）

指定地域（旧真壁町及び旧大和村の区域）内において揚水施設により地下水を採取しようとする者は、その揚水施設の揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）が19平方センチメートル以上で規則で定める断面積（以下「基準断面積」という。）を超える場合は、知事の許可を受けなければならない。揚水施設の構造の変更によりその揚水機の吐出口の断面積が基準断面積を超えることとなる場合も同様とする。

#### 〔参考〕茨城県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則第4条（基準断面積）

条例第3条の規則で定める揚水施設の揚水機の吐出口の断面積は、次のとおりとする。  
(1) 農作物のかん漑の用に供するため、地下水を採取する場合 125平方センチメートル  
(2) 前号以外の用に供するため、地下水を採取する場合 50平方センチメートル

### 2. 茨城県生活環境の保全等に関する条例第66条第2項の「揚水特定施設」

工場等に設置される施設のうち、動力を用いて地下水を採取する施設（河川法が適用され、又は準用される河川の河川区域内のものを除く。）で、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が19平方センチメートル以上であるものをいう。



## 第6. 悪臭関係

### 1. 茨城県生活環境の保全等に関する条例第93条の「悪臭特定施設」(同条例施行規則別表第13抜粋)

1	パルプ製造用蒸解施設及び回収ボイラー
2	化製場等(魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする肥飼料等の製造の施設を含む。)に係る原料置場、蒸解施設及び乾燥施設
3	家畜のふん尿を原料とするたい肥の製造に用いる原料置場、乾燥施設及び発酵施設(自家消費のためのたい肥製造に係るものを除く。)
4	豚舎(豚(生後90日未満のものを除く。))の飼養に用いる同一敷地内のものであって、100頭以上飼養するものに限る。)
5	鶏舎(鶏(生後30日未満のひなを除く。))の飼養に用いる同一敷地内のものであって、500㎡以上又は5,000羽以上飼養するものに限る。)
6	鶏ふん乾燥機(生ふん処理能力が1日につき600キログラム以上のものに限る。)

## 第7. ダイオキシン類対策関係

### 1-(1). ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項の「特定施設」(同法施行令別表第1抜粋)

1	焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの
2	製鋼の用に供する電気炉(鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)であって、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの
3	垂鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの垂鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの
4	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの
5	廃棄物焼却炉であつて、火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計)が0.5㎡以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50キログラム以上のもの

### 1-(2). ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項の「特定施設」(同法施行令別表第2抜粋)

1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	四—クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	二・三—ジクロロ—一・四—ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設

11	<p>八・十八—ジクロロ—五・十五—ジエチル—五・十五—ジヒドロジインドロ[三・二—b : 三'・二'—m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設  ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設  ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設  ニ 熱風乾燥施設</p>
12	<p>アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃ガス洗浄施設  ロ 湿式集じん施設</p>
13	<p>垂鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの垂鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 精製施設  ロ 廃ガス洗浄施設  ハ 湿式集じん施設</p>
14	<p>担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設  ロ 精製施設  ハ 廃ガス洗浄施設</p>
15	<p>別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの</p> <p>イ 廃ガス洗浄施設  ロ 湿式集じん施設</p>
16	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設</p>
17	<p>フロン類（特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表第1の1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ プラズマ反応施設  ロ 廃ガス洗浄施設  ハ 湿式集じん施設</p>
18	<p>下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）</p>
19	<p>第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）</p>

## 第8. 産業廃棄物処理施設等関係

### 1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の「産業廃棄物処理施設」(同法施行令第7条各号抜粋)

1	汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が10m <sup>3</sup> を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設であって、1日当たりの処理能力が10m <sup>3</sup> (天日乾燥施設にあつては、100m <sup>3</sup> )を超えるもの
3	汚泥(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの イ 1日当たりの処理能力が5m <sup>3</sup> を超えるもの ロ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの ハ 火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のもの
4	廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10m <sup>3</sup> を超えるもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。)
5	廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。) イ 1日当たりの処理能力が1m <sup>3</sup> を超えるもの ロ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの ハ 火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のもの
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が50m <sup>3</sup> を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの
8	廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの イ 1日当たりの処理能力が100キログラムを超えるもの ロ 火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のもの
802	第2条第2号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限る。)又はがれき類の破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの
9	別表第3の3に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設
1002	廃水銀等の硫化施設
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
1102	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設
12	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
1203	廃ポリ塩化ビフェニル等(ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。)又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設
13	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設
1302	産業廃棄物の焼却施設(第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く。)であって、次のいずれかに該当するもの イ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの ロ 火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のもの
14	産業廃棄物の最終処分場であって、次に掲げるもの イ 第6条第1項第3号ハ(1)から(5)まで及び第6条の5第1項第3号イ(1)から(7)までに掲げる産業廃棄物の埋立処分用に供される場所

	<p>ロ 安定型産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所（水面埋立地を除く。）</p> <p>ハ イに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所（水面埋立地にあつては、主としてイに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境大臣が指定する区域に限る。）</p>
--	---

## 2. 使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第13項の「解体業」の施設

使用済自動車又は解体自動車の解体を行う事業（解体業）の用に供する施設をいう。

## 3. 使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第14項の「破砕業」の施設

解体自動車の破砕及び破砕前処理（圧縮又はせん断）を行う事業（破砕業）の用に供する施設をいう。

## 4. 茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第2条第2項第1号の「指定処理施設」

産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が行う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分の用に供するために設置する施設（産業廃棄物処理施設及びその事業活動に伴い産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業を行う者が自らその産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分の用に供するために設置する施設を除く。）をいう。

## 5. 茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第2条第2項第2号の「特定小型焼却施設」

産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者以外の者が設置する法第15条第1項の許可を要しない産業廃棄物の焼却施設（事業者がその事業活動を行う事業場内に設置したものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 火床面積（焼却施設に2以上の産業廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が0.5㎡以上の施設

イ 焼却能力（焼却施設に2以上の産業廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上の施設

## 6. 茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第2条第2項第3号の「積替保管施設」

産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者が行う積替え又は保管の用に供するために設置する施設（その事業活動に伴い産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業を行う者が自らその産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の積替え又は保管の用に供するために設置する施設を除く。）をいう。